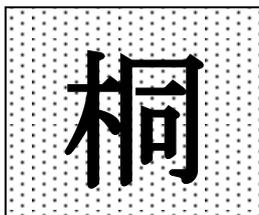


大東文化学園
教職員組合連合機関紙
第1054号
2012年8月1日発行



E-MAIL:daito-un@boreas.dti.ne.jp
<http://www.boreas.dti.ne.jp/daito-un/>
p/f (03) 3935-9505

本号の内容

- ◆学長・学務局長協議報告
- ◆みんなで大学財政を理解しよう
財政分析研究会(9/28)開催のお知らせ
- ◆私大助成署名第一次集約数報告
- ◆連合規約をお送りします
- ◆組合事務室夏休み中の開室日のお知らせ

◆学長・学務局長協議報告

7月24日(火)午後5時30分過ぎから教学関係案件を中心に、学長・学務局長と大東文化大学教職員組合執行部との協議が行われました。以下、協議内容についてお知らせします。

1. 一時金削減にかかわる学生支援について

組合は、一時金の削減0.3か月のうち0.16カ月(約6000万円弱)を学生支援に充てることを要求し、学園側と合意に至ったが、一時金の削減分を学生支援に充てることについて、その完全な実施をもとめた。

すでに学費減免制度については、今年度から対象枠を拡大する方向で検討が進んでおり、全額免除の対象者を40名(学部学生)、半額免除対象者を80名(同左)とするという人数が示されている。またこのことについて、予備費での対応を考えているという学園側の回答から、削減された一時金の用途先について学生支援以外の用途に充てられることが無いように質した。

学長・学務局長から、7月23日(月)に授業料減免に関する認定委員会があり、全額免除は学部生59名、院生1名、半額免除が学部生で70名、院生で4名に適用する予定であるという報告があった。授業料減免に関わる総額は6650万円位だという。昨年度は5000万円弱であった。この線で進める予定であり、組合の主張に沿った形になっていると思うが、との回答であった。

また今回の対応について、学費減免制度の規定によれば6月に対象者を募集、その後審査し、7月に決定という段取りになっているが、学費の減免制度規定が昨年の12月(予算決定後)に理事会で承認、制定された関係で、平成24年度は予算措置が間に合わず、予備費で対応することになったという報告があった。

これに対して組合は、規定が制定された以上、本来的には学園側で予算措置を講ずるべきであり、今年度の一時金削減分は、昨年度の規程（全額免除 35 名、半額免除 70 名分の予算）以外に新たに追加する部分に充てられるべきではないかと、組合の基本的な見解を表明した。また、申請したにも関わらず、人数枠により支援が受けられなかった学生にはどう対応しているのか、さらに使い道が明確でなく、どこに使われたかわからない（学園の保留金になる可能性も）のでは、組合としては、身を切ってこの懸案に協力してくれた教職員の方々に言い訳ができない。どこにどのように使われるか明確にするよう求めた。

学長・学務局長の回答は、施行規則に定める税込収入額をオーバーした申請を除けば、ほぼカバーできていると考えている。また、学生支援機構の奨学金も紹介しているとのことであった。

組合は、学生支援機構による奨学金は返済義務があり、また全国的な制度でもあるので、大東の学生の経済状況に具体的に対応するためには、事実を把握し、どのような制度が大東に求められているのかを検討すべきではないかと主張した。例えば昨年度、学費減免制度が導入されたにもかかわらず、除籍者、退学者が出てしまった。昨年度の 151 名の経済的な理由による除籍、退学者のデータ(学生部による)に基づいた救済方法の検討などが必要ではないかと質した。

また大学院生に対する奨学金の人数枠は大学院生に占める留学生比率（41%）を反映しておらず、大学生と同様の 10 名に止まっていることなどの事実があり、こうした現状を検討して制度を見直すべきではないかと要求した。

学長・学務局長からは、留学生の扱いについては国際交流センターを通じて資料を作らせ検討する予定との回答があった。

組合としては大東に学ぶ学生の経済的な状況などに具体的に対応した救済策を策定し、安心して四年間、学び続けられる勉学環境を用意することが必要ではないかと主張した。こうして救済された学生が大東のサポーターにもなってくれるのではないかと主張した。

ところで、学生支援に関して**学園側の認識と**組合執行部間での解釈について行き違いがあるのではないかという指摘があり、事務折衝ないし団体交渉で詰めてはどうかと申し出があった。組合としては制度化、規定化された以上、予算措置を講じる義務は学園側にある（学園に働く教職員の一時金削減に頼らず）と考えるが、今後の折衝、交渉の課題とすることで了解をした。

なお、組合は授業料減免制度をはじめとする奨学金等の諸制度の実施に伴う私学振興共済事業団から交付される補助金（授業料減免については半額補助がある）の用途についても協議したい旨申し出、了解された。

2. 育児休業制度について

組合から1歳半までの育児休暇では科目編成等に支障が出ており、一高からも「2歳児まで取得できると助かる」という意見があると伝えた。

学長・学務局長からは、2 歳児までにするだけでは解決しない部分もあるはずだが、組合はこの点をどう考えているのか、との回答であった。他大の規程の中では東大の規程（最終の延長期限を限る）が参考になると思われるが、引き続き検討していきたいということであった。組合側にも妙案の提供が呼びかけられた。

3. センター入試手当について

組合は、首都圏の私立大学でも、明治薬科大学ではセンター入試手当として 1 日目 28000 円、2 日目 25000 円、明治大学ではリスニング担当者は 1 日 20000 円、それ以外は 15000 円、中央大学では 1300 円（時給＝対策本部員）、1800 円（時給＝監督者手当）、専修大学では 1 日目：23000 円、2 日目、20000 円、東京女子大学（入試運営委員）25000 円、入試運営委員長：15000 円、このほかにも神奈川大学で試験手当として一人 8000 円が支払われており、また国士舘大学においてもリスニング担当者は 24500 円、その他の試験の場合、22000 円となっており、これらの大学と比較する迄もなく、大東文化学園で、一般入試と比べて疲労度の高いセンター入試に配慮できない理由はどこにあるのか質した。

前回は提案したように、1 日目と 2 日目との労働の差異をポイントに反映することは難しいと考えられることから、センター入試に関しては、やはり別に手当を支給すべきであると考え。「センター入試に手当を支給することになると、一時金の入試手当の部分を見直す（削減する）ことになるがそれでもいいか」という議論があるが、何度も繰り返すことになるが、センター入試に関しては大学入試センターから委託金が支給されている（約 900 万円から 800 万円弱—昨年度は 800 万円弱）。また、その委託金とは、本学ではない大学を受験する受験生が大半を占めるということで、その労働提供分に対する報酬であるはずだ。それゆえに、本学の通常の入試手当を算入した一時金を見直すというのは、論理的にいて整合性がない。長い間の懸案ではあるが、何らかの形で早急に対処すべき局面に来ているのではないかと主張した。

学長・学務局長は基本的な立場は団交回答書の通りであるが、検討することはやぶさかではないとの回答にとどまった。

4. ハザードマップ、危機管理について

組合は、ハザードマップ作製に関しては候補者の選定を行っており、近いうちに選出する予定であるが、学園側としての作成までの目途（工程表は）どのようなものになっているのか追及し、東松山校舎については大規模工事中のため工事終了後に行うことで合意した。また専門家（コンサルタント）を入れて検討する必要があるという点については意見の一致を見た。

学務局長は、他大学を調査したところ、避難訓練と連動させている事例もみられ、防災訓練は必要と考えているとの考えが示された。本学のハザードマップの作成については詳細なものを作る事について、消防署はさほど意義を認めていないようだが、そのようなことはなく、次に大規模災害が発生した場合の事前対処策として必要であるとの考えも示された。

組合は、地域連携研究として取り組むのは如何か、補助金もつくはずであると提案をした。

5. その他

オーバーブリッジの対策について

学長・学務局長から、東松山キャンパス内移動に際し、県道を横断禁止にしてオーバーブリッジを渡らせていることについて、県道の正門前部分は坂の構造上見通しが悪く横断には危険で、学生の横断に関して地元から強い苦情があったので、対応策として横断禁止にしたとの説明があった。歩道橋や信号設置も検討し、県・公安とも相談したが許可されなかった。新 4 号館・5 号館ができるまでは他に動線がない。オーバーブリッジの暑さ対策等の改善については、次年度に抜本的な対策を講ずる方向で検討中であるとの事であった。

組合が懸念するのはオープンキャンパスで外部からの来校者が熱中症等を起こす事故が起きないかという懸念である。実際にオーバーブリッジ内の温度を温度計で測ってみると、7 月 24 日午前 9 時半で図書館から 6 号館に繋がる部分で 35℃、県道横断部分で 38℃あった。猛暑日だった先週前半（7 月 16～18 日）の測定では 42℃というデータもある。暑さに慣れていないオープンキャンパス時の外部からの訪問者に限って係員を配置し、誘導による県道横断を特別に許可するような柔軟な対応が望まれるのではないかと伝えた。

東松山校舎エレベータの入口のプレートに

「車いすの方のご利用は介添の方と一緒にお願いします」と書かれている点について

組合はこの表現は障害者の自立を妨げるものではないかと指摘した。

学長・学務局長は調査すると回答し、その結果を待つことになった。

情報ラウンジの利用制限（板橋校舎図書館前） 閉室時間が 18 時で終わる理由について

学長・学務局長は、情報センターの判断でそのような措置が取られ、さらに情報センターが法人の管轄下にあるので大学執行部にも情報が伝わっていなかった。情報センターでは閉室時間については改善しても良いという意向もあるが、実際に利用している学生の状況を見極めて対応したいという回答であった。この情報ラウンジの利用者は学生が中心なので、大学執行部にも事前に相談があるべきだったと、組合の認識とも同様の見解であった。

ロースクールについて

学長・学務局長は近々提出される諮問委員会の答申について、9 月以降の学部教授会で広く意見を聞く予定であること、ロースクールとも意見交換を進めると回答した。文科省でも閉校の危機にあるロースクールのために、「閉校の手引」のようなものを検討しているとも聞いているという情報も披露された。

組合は閉校に備えて後年度負担を軽くするように学則を改正する必要があると指摘、大学執行部も同意した。

定員の見直しについて

組合は競争力の落ちた学科については定員について学園側からの指導も必要だと指摘した。

学長・学務局長は、18 歳人口が 10 年後は 10%減になるという数字があり、定員の圧縮も視野に考えているという回答であった。募集に苦慮している学科からは削減の申し出もあることが示された。

組合はさらに、定員削減は最後の手段で、その前に学部改革などの自助努力もさせるべきだと指摘し、**学長・学務局長**も、「上」からの指導、全学的な調整も必要であるとの回答を得た。

研究室から 090,080,050 が掛からない件について

組合では何度か団交でも「学生に連絡を取るのに必要であり、他の仕事でも固定電話ではなく、携帯電話で連絡を取る事態が増加しているので業務上必要な機能である」ということで、要求に取り上げているが、「モラル・ハザードが働く可能性があり、受け入れられない」と拒否されてきた。しかしながら、組合執行委員の 1 人が学会で他大学の教員とこの話題に及んだところ、その場にいた明治大学、亜細亜大学、横浜市立大学、高千穂大学、高崎経済大学のすべてが研究室から 090,080,050 に掛けることができ、彼らに「研究・学生指導（教育活動）上必要なことであり、なぜ大東文化大学はダメなのか」と訊かれるぐらいであったと伝えた。学長・学務局長も教員であるので、不便を感じているはずであるし、業務上必要であるという見解に賛同いただき改善してもらえないか要求した。

学長&学務局長は不便を感じているし、できることなら改善されることが望ましいので、調査・検討すると回答があった。

以上のような協議の後、午後 8 時 40 分に終了しました。



◆みんなで大学財政を理解しよう

—財政分析研究会の開催のお知らせ—

大学財政分析の専門家をお招きして、毎月 1 回（計 5 回）の予定で、大東文化学園の財政分析の研究会を開催します。「大学財政はわかりにくい」というイメージがありますが、この研究会では、財政分析を初歩から誰にでも分かりやすくご説明いただきます。最終的には組合で分析能力を持ち、大学財政を監督できること目標に勉強していく予定です。奮ってご参加ください。

記

学園財政分析研究会(第 1 日目)の開催

日時：2012 年 9 月 28 日 6 時 30 分より

場所：大東文化会館（予定）

演題：「1 日目：分析を始める前に一大東大の財務三表を読む」

講師：山口不二夫（明治大学・大学院グローバルビジネス研究科教授）

著書『私立大学の財政分析ができる本』大月書店(共著)ほか多数

◆私大助成署名第一次集約数報告

**私大助成金削減に歯止めを！
2012 私学助成国庫請願署名にご協力を！**

「学費負担軽減と私大助成の大幅増額を求める国会請願署名 2012」の第一次署名集約が行われ、7 月 27 日に**508筆**の署名を私大教連に送付いたしました。ご協力有難うございました。

この署名の取り組みは、引き続き 9 月末まで行ってまいります（近年秋の国会提出に間に合う 10 月 20 頃まで延長）署名用紙が足りない場合は組合事務室までお知らせ下さい（内線番号：4951）。

また学園の住所を印刷した署名用紙もご用意しております。氏名を記入するだけで良いもののでご利用いただければと思います。お声掛け下さい。

ご記入いただきました署名用紙は、執行委員または組合事務室（1 号館地下 1F）またはメール BOX（2 号館 2F 総務課）までお届けください。どうぞよろしくお願い致します。

（書記局）

◆連合規約をお送りします

組合連合規約の新しい冊子が出来上がりましたので、同封いたします。2007 年 4 月までの改正内容をご確認ください。

◆組合事務室夏休み中の開室日のお知らせ

夏休み期間（8 月・9 月）中は、組合事務室は下記の日程での開室となります。何かとご不便をおかけ致しますが、どうぞよろしくお願い致します。

- ★ 開室日： 8 月 1 日（水）・3 日（金）・6 日（月）・27 日（月）
9 月 3 日（月）・10 日（月）・14 日（金）
- ★ 開室時間：10：00～18：00
- ★ Eメール：daito-un@boreas.dti.ne.jp にてお承りいたします。
- ★ 電話&FAX：03（3935）9505をご利用いただけます。
留守番電話も常時設定いたしております。

9 月 19 日（水）より通常通り、月・水・金となります。

◆連合ハイク延期のお知らせ

7 月 29 日（日）に予定されていましたが、オープンキャンパスの日程と重なったため、参加申し込み者が少なく、今回は中止することになりました。改めて多くの方が参加できる日程で次回企画をご案内したいと思います。



■■大学組合員のみなさまへ■■

演劇・映画・音楽コンサートなどの鑑賞や書籍・CD 等の購入に対して、1 年間に 4500 円（組合費月額 300 円の組合員は 2000 円）を上限として補助しています。美術館入館料、遊園地等入場料、スポーツ観戦、海外でのご鑑賞も対象です。

9 月 1 日から翌年の年 8 月 31 日までのご使用済みの鑑賞券等の半券、領収書等を組合事務室までお届けください。（年度途中にご加入の方はご加入月より本年 8 月 31 日までの間の鑑賞が対象です。）

① 上限額以上の鑑賞券の場合

その場で 4500 円または 2000 円をお支払いします。

② 上限額未満の鑑賞券の場合

実額をまずお支払いします。そして後日また別の鑑賞をなさった時に上限額から既にお支払いした額を引いた金額をお支払いします。

今年度補助の申請期限は 2012 年 9 月 30 日（金）です。（郵送分は 2012 年 9 月 30 日消印有効です）。

組合事務室休室中も、ドアの下より室内にお入れいただければ、次の開室日に対応いたします。どうぞお気軽にご利用ください。

■■大学組合慶弔金についての大切なお知らせ■■

大学組合では組合員の皆様のご結婚、ご出産、おくやみ、ご退職などに際しまして、学園報での告知をもとに、ささやかな慶弔金をお贈り申し上げております。つきましては、学園報に告知を掲載しない旨を選択されました皆様ならびに非専任教職員の皆様は、まことに恐れ入りますが、事由が発生されました際には組合事務室までご一報くださいますよう、お願い申し上げます。

規定につきましてのご質問等もご遠慮なく、お聞かせください。どうぞよろしくお願いたします。

■■ お願い ■■

メール便は転送サービスがありません。

お引越しをされた場合は、恐れ入りますが、速やかに、新しいご住所を組合までお知らせください。

E-MAIL daito-un@boreas.dti.ne.jp

本紙は大学組合 web サイト <http://www.boreas.dti.ne.jp/daito-un/> にも掲載しています。



併せてご利用いただければ幸いです。

本紙へのご投稿、ご意見、ご質問は daito-un@boreas.dti.ne.jp にお寄せください。